

伝統的自治システムの現代的意味に関する考察

——高知県高岡郡梶原町の「区長制」を事例として——

四国学院大学 佐藤 友光子

1 目的

高知県中西部、愛媛県との県境に位置し、かつて「土佐のチベット」と呼ばれた梶原町は、環境保全をテーマとした10数年来の町づくりのとり組み等を通じて、今や「中山間の先進地帯」と称されるまでの発展をとげた。人口3,800人足らずのこの町における地域活性化の取り組みの相対的な「成功」の要因のひとつとして、この地域独特の自治システムである「区長制」の存在を指摘することができる。本報告では、2008年から2013年にかけて収集された、質的・量的調査データや各種ドキュメント資料をもとに、梶原町の「区長制」の特殊性を検証し、なぜ周辺地域のほとんどですでに失われている「区長制」がこの地域にのみ残存しているのか、その理由を探る。そのうえで、伝統的自治システムが中山間地域再生に対してもつ意味について考察する。

2 方法

実施された現地調査は右のようなものであり、これら調査データと各種ドキュメント資料とを併用しつつ分析をすすめた。①各区長、町長、行政職員、商工会関係者、農林業・観光業従事者等住民へのインタビュー調査 ②区会、行事等の参与観察 ③地元の小・中・高等学校の児童・生徒に対する郷土意識や地域活動に関するアンケート調査。

3 結果

本報告では、右のような点について詳述する。①梶原町の現在の「区長制」は、町政において極めてvisibilityの高い重要なシステムである。②梶原町の6つの「区」は江戸時代以来の自然村に由来し、1889年(明治22年)、旧来の6か村が合併して西津野村(現梶原町)が発足するに際し、行政の末端組織である「区」として再編成されたことを起源とする。③区長は住民(世帯)の投票によって選出される。④区長は住民と行政を結びつけるパイプラインとしての役割を担うのみならず、町政に対して実質的/政治的な権限や提言力を有する。⑤「区」は住民参加型地域活性化の取り組みの主たる単位となっており、区長を中心に各区はその活動の方向性を自ら決定、実施する。⑥区長を座長とする「区会」では、町長および行政各部署の課長クラス職員が集落代表と直接対峙し陳情等に応答する。⑦隣接する諸地域において「区長」に対応すると思われる役職は確認できるものの、ほとんどの場合その役割は祭礼の代表者といった儀礼的・形式的なものに限定され、梶原町における区長に匹敵する存在は見いだせない。

4 検討課題

上記の事柄に加え、本報告では梶原町で「区長制」が100年以上存続し得た理由について、町民の間に共有される強い地域アイデンティティ感覚や自律・自治に対する地域固有のエートスとの関連を射程にいれつつ解明を試みる。そのうえで、他地域の活性化の取り組みに対するインプレーションについて考察したい。

文献

岩崎信彦他編、1989、『町内会の研究』御茶の水書房

河野裕、1998、『雲の上のまちおこし』、金高堂書店

梶原町史編纂委員会編、1968、1988、1997、『梶原町史』『-2』『-3』、高知県高岡郡梶原町